第明三治二十五種郵便物認可



# 官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務二五〇）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同二五一）　五

〔公告〕

諸事項

**官庁**

外国人を受け入れて行うハラール牛肉生産に係る基本的事項の公表関係　三

**裁判所**

破産、免責関係　七

**特殊法人等**

独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、平成二十五年度日本たばこ産業共済組合の決算、西日本高速道路株式会社工事一部完了、弁理士登録、住宅型式性能認定関係　三〇

**地方公共団体**

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

**会社その他**

**会社決算公告**

## 告示

○総務省告示第二百五十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第一項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十六年七月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

| 区分 | 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） | 伝搬障害防止区域の範囲 |
|---|---|---|
| 1 | (1)　北海道苫小牧市新開町２―２―８　(81.80)<br>(2)　北海道苫小牧市糸井144―107　(53.30) | 北緯42度39分43秒東経141度39分11秒の地点と北緯42度37分04秒東経141度32分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 2 | (1)　神奈川県横浜市都筑区中川１―２―３　(124.50)<br>(2)　神奈川県川崎市宮前区有馬４―４―７　(76.50) | 北緯35度33分42秒東経139度34分13秒の地点と北緯35度34分07秒東経139度34分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度34分20秒東経139度34分40秒の地点と北緯35度34分26秒東経139度34分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 3 | (1)　神奈川県横浜市西区みなとみらい４―７―３　(215.80)<br>(2)　神奈川県横浜市保土ケ谷区岩井町15―３　(42.10) | 北緯35度27分27秒東経139度37分28秒の地点と北緯35度26分57秒東経139度36分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度26分54秒東経139度36分13秒の地点と北緯35度26分51秒東経139度36分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 4 | (1)　神奈川県横浜市西区みなとみらい４―７―３　(225.80)<br>(2)　神奈川県横浜市南区浦舟町１―16―１　(35.40) | 北緯35度27分11秒東経139度37分47秒の地点と北緯35度26分10秒東経139度37分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 5 | (1)　神奈川県横浜市西区みなとみらい４―７―３　(215.80)<br>(2)　神奈川県横浜市南区永田みなみ台１―１　(100.10) | 北緯35度27分24秒東経139度37分30秒の地点と北緯35度25分52秒東経139度35分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 6 | (1)　神奈川県横須賀市山中町125―３　(165.20)<br>(2)　神奈川県三浦郡葉山町長柄字上ノ山1942　(225.50) | 北緯35度16分47秒東経139度38分11秒の地点と北緯35度16分57秒東経139度36分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 7 | (1)　千葉県野田市上花輪928　(67.20)<br>(2)　千葉県野田市木野崎字山ノ台320―２　(62.70) | 北緯35度56分25秒東経139度51分49秒の地点と北緯35度57分18秒東経139度55分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |